

家畜衛生だより



令和2年度第20号（鶏） 令和2年11月発行

南部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

香川県で8例目の高病原性鳥インフルエンザ発生 三豊市・採卵鶏農場

1. 農場の概要

所在地：香川県三豊市

飼養状況：採卵鶏（約7万7千羽）

1例目 11/5
3例目 11/11
4例目 11/13
5例目 11/15
6・7例目 11/20
8例目 11/21



2. 経緯

11/20（金）農場管理者から西部家畜保健衛生所へ「死亡羽数の増加」の連絡

立入検査を行い、簡易検査で11羽中6羽（死亡鶏9羽中5羽、生存鶏2羽中1羽）の陽性を確認

11/21（土）当該鶏について遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認

3. 防疫措置

当該農場飼養家さんの殺処分※及び埋却

※11/22（日）2時 殺処分開始

移動制限区域、搬出制限区域の設定

11/23（月）18時33分 75,349羽（速報値）殺処分完了

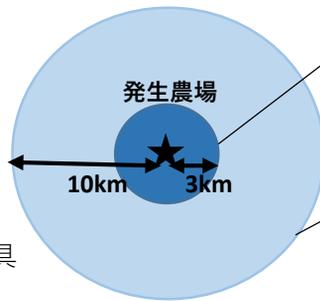
移動制限区域内の農場について速やかに発生状況確認検査

感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置

高病原性鳥インフルエンザが発生した時場合の移動/搬出制限について

[移動/搬出制限の対象]

- (1) 生きた家さん
- (2) 家さん卵（ただし、GPセンサー等で既に処理されたものを除く）
- (3) 家さんの死体
- (4) 家さんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家さん飼養器具



[移動制限区域]

発生農場を発生農場を中心とした半径3km以内の区域
解除条件：防疫措置完了後21日間、新たな発生がないこと

[搬出制限区域]

発生農場を中心とした半径3kmから10km以内の区域
解除条件：防疫措置完了後に実施される移動制限区域内のすべての農家における検査で陰性が確認されること※

※現在、香川県東かがわ市発生農場（2例目）で移動制限区域内の農場においてHPAIの新たな発生がないか「清浄性確認検査」を実施中（検査期間：11/23～11/27予定）陰性の場合、国と協議の上、搬出制限区域および消毒ポイントの縮減を実施する予定

高病原性鳥インフルエンザ防疫のため、以下の徹底を！！

- ☆ 農場に出入りする際の人・物・車の消毒の徹底
- ☆ 鶏舎周辺、農場敷地周縁への消石灰散布
- ☆ 家さん舎ごとの長靴・手袋・作業着の交換、長靴・手指の消毒の実施
- ☆ 防鳥ネット※・金網・ロールカーテン等の破損の確認、修繕 ※防鳥ネットの網目の大きさは2cm以下又はこれと同等の効果を有するもの
- ☆ 鶏舎の隙間（壁、集卵ベルト、除糞ベルトなど）の確認・補修
- ☆ 毎日の健康観察、早期発見・早期通報

家畜防疫互助事業について

家畜防疫互助事業とは、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営を維持・継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国（独）農畜産業振興機構が補助を行う事業です。詳しくは下記までお問合せ下さい。

（一社）千葉県農業協会養鶏部会 Tel：043-222-9400

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。